

## 令和7年度第1回鴨川市介護保険運営協議会

1 日時 令和7年10月15日（水） 午後3時00分から午後4時10分まで

2 場所 鴨川市総合保健福祉会館2階 コミュニティホール

3 出席者

(委員 6名)

谷地 瞳子 酒井 龍一 宗政 智子 橋本 理恵 金井 重人 寺尾 勝彦

(市 16名)

佐々木 久之 市長

市民福祉部 鈴木 克己 部長

健康推進課 長幡 祐自 課長

健康推進課 石渡 一光 課長補佐

健康推進課 保健予防係 高橋 誠 係長

健康推進課 保健予防係 山口 恵子 保健師

健康推進課 介護保険係 石井 和美 係長

健康推進課 介護保険係 平林 唯花 主事

健康推進課 福祉総合相談センター 福山 智子 主査

健康推進課 福祉総合相談センター 平川 健司 副主査

健康推進課 福祉総合相談センター 高橋 由希子 主任保健師

福祉総合相談センター・長狭 小坂 重樹 主査

福祉総合相談センター・天津小湊 石井 めぐみ

福祉課長兼福祉事務所 四宮 俊英 所長

福祉課 渡邊 賢次 課長補佐

福祉課 地域ささえあい係 久保 正治 係長

4 会議

(1) 開会

(石渡課長補佐)

皆様、こんにちは。本日の進行を務めさせていただきます健康推進課の石渡と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。会議に入ります前に、あらかじめご案内いたします。本会議につきましては、鴨川市附属機関等の設置及び運営に関する指針及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領に基づき、原則公開となっております。傍聴を希望される方がいる場合は、所定の手続きを経た上で、傍聴していただきます。本日の傍聴希望者はおりません。

また、この会議は会議録作成のために録音させていただき、市のホームページにて公開することとさせていただきますので、ご理解を賜りますようお願ひいたします。

続いて、資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

それでは、ただいまから、令和7年度第1回鴨川市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。本日の欠席委員は、海老原委員でございます。よって、鴨川市附属機関設置条例第5条第2項の規定により、本会議は成立いたしますことをご報告させていただきます。

それでは、始めに鴨川市長佐々木久之より、ご挨拶を申し上げます。

(佐々木市長)

皆さん、こんにちは。市長の佐々木でございます。本日、令和7年度第1回介護保険運営協議会を開催いたしましたところ、委員の皆様には、ご多用の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃より、保健福祉の推進並びに介護保険の円滑な事業運営にお力添えを賜っていること、この場をお借りいたしまして、重ねて感謝申し上げます。

さて、本市の第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で心身ともに充実した生活を可能な限り継続できるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を目的として策定いたしました。本年度はその2年目に当たり、介護保険制度の円滑な運営に鋭意努めているところでございます。また、次期計画の策定に向け、本年度中に65歳以上の高齢者、要介護認定者、介護サービス事業者を対象としたアンケート調査を実施する運びとなっております。

近年、本市では、高齢者世帯が増加し、医療・介護に加え、生活全般にわたる支援の必要性が高まっております。成年後見制度の利用件数も年々増加しております。しかしながら、後見人として親族が選任される事例は減少傾向であり、また、専門職後見人の不足も顕著でございます。

この喫緊の課題に対応するため、新たな担い手として、市民後見人を養成することとし、今春、安房四市町と安房地域権利擁護推進センターの共催により養成講座の公募を実施いたしましたところ、多数の市民の方々からご応募をいただきました。現在、応募者は国の定めるカリキュラムに基づき、介護保険制度、障害者支援制度、税制、年金制度など、幅広い分野にわたる専門知識の習得に励まれており、来年からは多くの市民後見人が地域における後見活動で活躍されることを大いに期待する次第でございます。

この後、審議案件として、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況等について、担当より説明させますので、委員の皆様には、それぞれの専門的なお立場から、忌憚のないご意見を賜り、本市における保健福祉の推進、及び介護保険事業の円滑な運営が図られますよう特段のご協力をお願い申し上げ、本日の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

(石渡課長補佐)

ありがとうございました。誠に恐縮ではございますが、佐々木市長と鈴木部長は、次の公務のため退席させていただきます。ご了承の程、お願い申しあげます。

(佐々木市長・鈴木部長退席)

これより、議事に入りますが、鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の規定では、会長が、会議の議長になるとされておりるので、会長に議事進行をお願いしたいと存じます。それでは金井会長、よろしくお願ひいたします。

(金井議長)

改めまして、議長の金井でございます。会議の時間でございますが、このあと1時間余りとさせていただきたいと存じます。皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

ここで、本会議の議事録署名人を指名させていただきます。寺尾勝彦委員にお願いできますでしょうか。

(寺尾委員 了承)

寺尾委員、お願ひいたします。

それでは、次第に基づきまして、議事を進めさせていただきます。

(金井議長)

これより、議事に入ります。まず始めに、議件（1）令和7年度鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期の進捗状況についてを議題といたします。質疑応答は、事務局からの説明が終了した後にお願いいたします。

なお、ご発言される場合は、最初にご自身の所属と氏名を名乗ってくださいますようお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(石井介護保険係長)

健康推進課介護保険係石井でございます。よろしくお願ひします。①介護保険事業の推移について、ご説明させていただきます。着座にて失礼します。

お手元の資料1－1の1ページをお開きください。ここでは、介護保険事業の過去からの推移と令和7年度の状況等について記載しておりますが、時間の都合上、要点のみご説明させていただきます。

まず、1ページでは、被保険者数の推移をまとめております。特に、第1号被保険者については、平成28年3月の9年前と比べますと、65歳から74歳までの前期高齢者は、76.6%の減少となっております。一方、75歳以上の後期高齢者の人数は、111.7%と増加しております。昨年度もご説明しましたが、いわゆる団塊の世代と言われている人たちが、後期高齢者の年齢75歳に到達していることが数字として現れています。1ページ下の被保険者数の推移の棒グラフからも分かりますように、75歳以上の後期高齢者の割合が、徐々に増えていることがわかります。そして、折れ線グラフは、次ページの資料に記載しておりますように、認定者数の推移となります。後期高齢者数が増えているとはいえ、今のところ、認定者数には、大きく影響していることはございません。

引き続き、2ページをお開きください。要介護、要支援認定者数の推移となっております。上の表内、令和7年3月時点での認定者数は、合計で2,489名となっており、昨年度と比べ、3名の増加。平成28年3月と比べると、171名、7.3%の増加となっております。これは、介護保険制度開始以来、昨年度に引き続き、過去最高の認定者数となっており、毎年、微増しております。

続きまして、3ページをご覧ください。こちらでは、要介護認定を受けて、実際にサービスを利用している方の令和7年8月時点での人数となります。上の表の一番下の段、要介護（要支援）認定者に対する割合をご覧ください。介護度別のサービス利用人数とその割合でございます。要支援1の認定者の約3人に1人はサービスを利用しておらず、要介護5の認定者のほとんどの方が、サービスを利用していることがわかります。

4ページをお開きください。ここでは、保険給付費について、推移をまとめております。令和6年度の実績額については、40億6,987万円で、令和5年度と比べますと1%の増加となっております。5ページをお開きください。こちらは、給付費の内訳でございます。ここで、資料についてお伝えしたいことがございます。下の円グラフですが、サービスの種類によっては、示した先（線）がずれている箇所があり、見えづらくなっています。次のページも同様、上の円グラフですが、円グラフの中央の金額がずれているなど、見えづらくなっています。申し訳ございませんが、ご承知の程、よろしくお願ひします。5ページに戻りまして、居宅サービスは、全体の45.2%で、全体の総額が、18億3,814万2,460円の実績となります。内訳は、（1）の表のとおりとなります。

次のページ、6ページになります。（2）地域密着型サービスは、全体の12.8%の5億2,256

万4,816円。グループホームが全体の4割を占めています。下の（3）施設サービスは、サービス費全体の42%で、17億916万4,257円となっております。昨年度と比べますと、4.8%増加しております。これは、介護療養型医療施設から介護医療院へ転換されたことによるもの、また、他市にて新たな老人保健施設が開設され、本市の被保険者が入所されたことによるものなどが考えられます。

7ページをご覧ください。令和7年度の4月から7月までの各サービスの給付費となっており、居宅サービスと施設サービスが計画値よりも増えているものの、地域密着型サービスの給付費は、計画値より大幅に低い推移となっております。

私たち職員は定期的に地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議に参加しておりますが、事業所から特に通所系サービスですが、利用者数が減少しているという声を伺いますので、このような数字にも表れているのかと思っております。

最後、8ページをお開きください。介護給付費の基金の積立状況について、まとめております。一番下の第9期の令和6年度末での積立状況ですが、2億2,344万3,864円となっております。

以上で、簡単ではございますが、私からの説明を終わります。

(高橋保健予防係長)

続きまして、2点目の介護予防事業についてご説明をさせていただきます。保健予防係の高橋と申します。資料は、大きな②介護予防事業の第1章いつも元気・健康でいられるまち、資料で言いますと9ページをお開きください。私からは、健康づくりの推進及び介護予防の推進に係る令和7年度の事業実施状況について、説明させていただきます。

始めに、①生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底でございます。要介護の原因疾病の一つである脳血管疾患の他、各種疾病の原因となる生活習慣病の予防などを目的として、40歳以上の国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査等事業と、それから65から74歳までの障害者を含む75歳以上の後期高齢者医療制度加入者を対象とした2つの健康診査の事業を実施しております。その他、死因の第1位を占めるがんの早期発見のため、各種がん検診を複数実施しておりますが、ここでは、特に女性の要介護の原因の上位を占めるロコモティブシンドロームを始めとする筋骨格系疾患の予防と早期発見のため、20歳から70歳までの5歳ごと節目年齢の女性に実施している骨粗しょう症検診を挙げさせていただいております。

次に、②食育の推進でございます。栄養改善事業と致しまして、食生活改善推進員、現在は、名称を改めまして、食育推進員となっておりますが、それら食育推進員から構成される食育推進協議会と協働いたしまして、低栄養等によるフレイル予防を図るため、栄養バランスに配慮した食習慣の啓発と運動習慣の定着に向けた健康づくり教室等を実施しております。

次の10ページをお開きください。③の予防接種の促進でございます。高齢者を対象とした予防接種事業といたしまして、これまでのインフルエンザワクチン等に加え、令和7年度からは帯状疱疹ワクチンを実施しております。インフルエンザについては10月から12月まで新型コロナについては、10月から来年3月まで定期接種として実施いたします。その他、肺炎球菌については通年実施しておりますが、令和5年度までは対象年齢について、年度内に65歳以上である方のうち5歳ごとの節目年齢に達する、かつ過去に接種歴のない方に実施しておりましたが、昨年度から接種日時点で65歳の方のみの対象となっております。

帯状疱疹ワクチンは、本年度から定期接種として実施が始まりました。対象年齢については、

年度内に65歳以上である方のうち5歳ごと節目年齢に達する、かつ過去に接種歴のない方となります。

続きまして、11ページをお開きください。大きな③、介護予防の推進でございます。①が生活機能の低下の恐れがある高齢者を早期発見し、適切な介護予防や生活支援に繋げる事業であります介護予防把握事業です。地域での高齢者の集まり等に保健師等がお伺いし、フレイル質問票を活用して状況の把握に努めております。

同じく、地域での高齢者の集まり等にお伺いして実施しているのが、②の介護予防普及啓発事業です。この事業は、認知症やフレイル予防として、栄養、運動、口腔ケアなど健康教育、相談を実施する事業で、昨年度に引き続き、本年度も、運動機能の向上に資する健康教室等を、一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川に業務委託し、健康づくりと各地区サロンの活性化を進めております。

続いて、12ページの③は、保健師等が、地域の健康や生きがいづくりに関するボランティア活動の支援を行う地域介護予防活動支援事業です。福祉総合相談センター、社会福祉協議会等と連携して、市内の5団体に対し、専門職の派遣など支援を行っているところでございます。1例として、長狭地区健康推進協議会が10月に大山地区において、いつまでも達者でいるために健康セミナーを開催し、45名が参加しております。

続いて、④の一般介護予防事業評価事業ですが、介護予防事業の実施プロセス、実施状況につきまして、評価、検証を行う事業でございます。具体的には、本日のこの会議のほか、8月27日に開催されました健康づくり推進協議会の場でも、介護予防について審議をいただいているところでございます。

続いて、⑤が、住民主体の通いの場等へリハビリ専門職を派遣し、運動や認知機能の評価と、個別の状況に合わせた助言、指導を行う地域リハビリテーション活動支援事業でございます。

続いて、13ページになります。高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施でございます。これは、健診、医療、介護の統計情報であるKDBシステムを利活用し、地域の健康課題の解決に向けて、市民生活課、福祉課、安房医師会等の関連部署や関連機関と連携を図り取り組む大きな事業でございます。本年度は、始まったばかりですが、対象者全数にアンケート調査を実施して状況を把握し優先順位をつけて、必要な支援に繋げて参ります。これらの他、本日の資料にはございませんが、高齢者が認知症予防、フレイル予防に取り組める環境づくりの強化を図るため、ウェルネススポーツ鴨川と連携して開催しているウェルkamo介護予防教室につきましては、すでに第1回を「認知症予防と食事・おくちの健康」と題し、9月27日にふれあいセンターで開催しております。第2回の介護予防教室は、本協議会の会長でもあられます金井先生にご協力いただき、「気づきが未来を守る！～軽度の段階からの認知症対策～」と題しまして、12月20日土曜日に同じく、ふれあいセンターで開催する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、介護予防事業に関するご説明とさせていただきます。

(久保地域ささえあい係長)

続きまして、資料14ページをご覧ください。私は、福祉課地域ささえあい係の久保と申します。よろしくお願ひいたします。③として、高齢者福祉サービスについて説明をさせていただきます。第1章、いつも元気・健康でいられるまち1(1)。資料1-1の14ページをご覧くださ

い。計画書では、36 ページと 38 ページとなります。

それでは、高齢者福祉の推進に係る令和 7 年度の主要事業について説明します。

まず、社会参加と生きがいづくりの促進についてでございます。老人クラブ活動等事業であります。事業内容としましては、高齢者自ら健康、生きがいづくり事業等を実施する市老人クラブ連合会に対し支援するものでございまして、老人クラブの活動内容といたしまして、花壇作り事業、草刈奉仕作業、スポーツ大会、軽スポーツのつどい、健康づくり事業などを行っております。現在、鴨川市老人クラブでは、14 団体約 500 人が活動をしております。今年度の主な活動としては 5 月に福祉センターの奉仕作業。主に草刈りを行っております。10 月には陸上競技場で市長杯グランドゴルフ大会を実施し、スポーツイベントも精力的に開催しております。

次に（2）高齢者の就労支援という形で、①シルバー人材センター事業でございます。事業内容は、シルバー人材センターは高齢者の希望に応じた就業のうち、臨時的かつ短期的な就業または軽易な業務に係る就業を希望する者に対し、その希望に応じた就業の機会を提供しております。高齢者の就業の機会を確保し、高齢者自身の介護予防や生きがいづくり、健康の維持増進、地域社会の維持発展の推進を図っているシルバー人材センターに対し、支援するものでございます。

続きまして、15 ページをご覧ください。第 2 章、ふれあい、ささえあいのある生活しやすいまちでございます。計画書では 46 ページとなります。地域ささえあい体制づくりでは、見守りネットワークの協定の推進と民間事業者が日常業務の中で、高齢者の異変などに気づいた際に市にその情報を提供し、市が関係機関と連携して適切な対応を行うことで、地域住民の安心安全を守るものでございます。本年 8 月 8 日に千葉県ヤクルト販売株式会社と見守り協定の締結を行いました。

次に、安全で快適な生活の確保。計画書では 54 ページから 55 ページでございます。災害時に自力で避難が難しい方々を事前に把握、共有するための避難行動要支援者名簿を作成し、さらにこの名簿をもとに一人ひとりの避難方法や支援者、避難場所を具体的に定めた個別避難計画の策定を取り組んでおります。これらにより、災害時の円滑で確実な避難支援が可能となるものでございます。本年度の活動としまして、民生委員へ対象者の調査を依頼しました。令和 7 年度 4 月時点で、257 人の個別避難計画の作成が必要な状況でした。その間、避難計画は、福祉課職員において 70 人の計画を作成し取り組みつつ、民生委員に 184 人の調査の依頼を行いました。具体的には個別避難計画の説明や聞き取り調査をお願いし、184 人のうち 87.5% の 161 人の調査が実施されました。10 月の会議で計画書の配付を民生委員にお願いしたところです。

次に、第 3 章いつまでも安心して暮らせるまち、①高齢者福祉サービスの充実の②緊急通報体制整備事業でございます。地域ささえあい係は②の緊急通報システムからになります。在宅のひとり暮らし高齢者に対し、緊急通報システムを設置することで、急病等の緊急事態における日常生活上の不安を解消し、在宅高齢者等の福祉の増進を図ることを目的とするものでございます。

続きまして、16 ページでございます。③一人暮らし高齢者等孤立防止事業でございます。事業内容としまして、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯に属する高齢者及びこれに準ずる世帯に属する高齢者宅を定期的に訪問し、高齢者の孤立や不安を解消、孤独死の防止を図るものでございます。これは、鴨川市社会福祉協議会に委託しているものでございます。

次は、①高齢者緊急一時保護事業の高齢者保護ショートステイ事業でございます。家族から虐待を受けた高齢者または災害等により在宅での生活が困難になった高齢者を特別養護老人ホ

ーム等に一時的に保護することで高齢者の生命及び身体の安全を確保し、高齢者の権利利益の擁護を図るもので、市内3箇所の特別養護老人ホームへ委託しているものでございます。昨年度と今年度の今のところの実績ですが、0件でございます。

最後は、老人福祉施設措置事業でございます。65歳以上の者であって、環境上、経済上の理由のために在宅生活が困難な者を養護老人ホームへ入所させる事業で市内外の5か所の施設に現在37名を入所措置をしております。

以上、説明を終わります。

(福祉総合相談センター 平川副主査)

鴨川市福祉総合相談センター平川と申します。着座にて失礼します。私から地域包括支援センター事業について説明させていただきます。資料1-2をご覧ください。令和7年度福祉総合相談センター事業についてですが、本年4月から8月までの報告となります。分量が多いため、重点的に取り組んでいるもののみ説明させていただきます。

1ページをご覧ください。新規相談受付実績となりますが、前年度と同程度で推移しています。権利擁護や高齢者虐待事例については、早期の課題解決に至らず長期間で対応回数が増加しています。

続きまして、2ページをご覧ください。包括的・継続的ケアマネジメント事業ですが、介護支援専門員の質の向上や関係機関とネットワークづくりを目的としていますが、昨年度より、介護支援専門員からの相談種別を分類しておりますが、どのような家庭状況なのかを挙げており、独居や高齢者世帯で認知症等により生活に課題を抱えることが多い傾向となっています。

また、居宅介護支援事業所主催による事例検討のほか、主任介護支援専門員が中心となり、来週行う予定ですが、ケアプラン作成の向上に向けた研修を行い自ら企画するなど、介護支援専門員のスキルアップに取り組んでおります。

続きまして、3ページをご覧ください。高齢者の権利を守る権利擁護事業となります。高齢者虐待については、介護サービス事業所において、研修等が義務付けられています。

高齢者虐待の早期発見及び対応方法を理解するため、介護サービス事業所協議会のほか各機関など研修等の開催を呼びかけていく予定としています。

続きまして、5ページをご覧ください。各福祉総合相談センターでの活動について報告します。福祉総合相談センター・天津小湊では、認知症機能強化型として本年度は9月の認知症月間に併せて、認知症に関する啓発活動等に取り組んでいます。認知症啓発のためのパネル設置や、介護職向けの研修を開催するとともに、今後は認知症高齢者を介護する家族に対しヒアリングを予定しています。9月17日には介護専門職向けの研修を実施します。

また、福祉総合相談センター・長狭では、7月に在宅医療介護連携研修会を開催し専門職70名程度が参加するなど、連携しやすい体制づくりに取り組んでいます。また、今年度は在宅医療介護専門職向けの事例検討会や在宅医療・介護連携に関するアンケートを実施し、今後、連携を行うまでの課題等について把握する予定としています。

続きまして、9ページをご覧ください。中段の②認知症地域支援・ケア向上事業です。認知症に関する相談支援と必要に応じて関係機関に繋げるなどの支援を実施しています。認知症に関する相談は、年々増加しております。本年度も4月から8月まで新規の相談を30件受けてい

ます。特に、警察署から徘徊や通報などから把握し情報提供されたのが、25件と多くなっています。必要に応じて、受診や介護サービスを勧めるなど支援しております。認知症ケアの向上に努めて参ります。

以上で地域包括支援センター事業について説明を終わります。

(金井議長)

ただいま、事務局から、議件（1）令和7年度鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況についての説明がありました。ご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。始めに、ご自身の所属と名を名乗り、発言をお願いします。

(谷地委員)

市民の谷地です。平川さんから、認知症高齢者が増えているという説明がありました。資料1－2の6ページに認知症サポーター養成事業とありますが、それによると毎年、講座を受けて、認知症サポーターになられている方がいると思いますが、養成講座を受講した方が、その後どのような活動されているのか教えていただきたいです。また、資料のとおり、チームオレンジとしてどのように活動されているのか、県内の東葛飾地域のチームオレンジは、活動が盛んということですが、鴨川市のチームオレンジの活動についてはいかがでしょうか。

(平川副主査)

谷地委員から認知症サポーター、チームオレンジについて質問がありました。鴨川市については、平成20年から認知症サポーター養成講座を約6,000人の方々に受講いただいております。国では、その受講した方々はチームオレンジとして活動するよう推奨していますが、鴨川市では、活動には至っていません。チームオレンジの活動を行うため、認知症サポーター受講者へのステップアップ講座が必要となります。本年度において福祉総合相談センター・天津小湊にて認知症サポーターステップアップ講座を開催するための指導者養成研修を受講予定としていますので、その方々の活動に繋げられるよう検討していきたいと考えています。

(金井議長)

鴨川市での6,000人というのは、述べ人数でしょうか。

(平川副主査)

興味を持たれている方は何度も受講いただいているため、述べ人数となります。

(金井議長)

チームオレンジとして、活動していくことは難しい面もあるうと思いますが、何かしら活動できるといいと思いますので、ご検討の程、よろしくお願いします。

私から質問があります。資料1－1、防災対策のことです。避難行動要支援者支援事業ですが、個別避難計画の対象者が257名、私が聞き漏らしているのですが、民生委員の協力を得て184人の計画が作成を終えているということでしょうか。

(久保地域ささえあい係長)

対象高齢者184人分を民生委員にお願いしたところでございます。

(金井議長)

気になることで、受入れ先の施設、例えば特別養護老人ホームなどが、避難計画を作成した高齢者の人数分を受け入れることが可能でしょうか。それだけの人数を受け入れができるかなど、課題はないのでしょうか。

(久保地域ささえあい係長)

鴨川市は、福祉避難所の7箇所と協定を結んでおります。特別養護老人ホームが市内で3箇所、養護老人ホームが1箇所、障害者施設が3箇所です。それらは、二次避難所と申しますが、まず、一次避難所として学校の体育館等を優先的に避難していただきます。そこでは、対応できないという方は、二次避難所へ避難していただくことになります。以上です。

(金井議長)

それでは、個別避難計画の中で、直接福祉避難所へ避難すると推奨されていますが、鴨川市では、まず一次避難所を案内するということでおろしいですか。

(久保地域ささえあい係長)

特別養護老人ホームへ避難したいという問い合わせがあった場合は、まず、一次避難所を勧めています。

(渡邊課長補佐)

補足で説明します。各福祉避難所の対応人数は、7施設で100名強となりますが、発災直後に、まず私たち福祉課が、受け入れ可能かどうか各施設に確認をして、可能だというところから順次第一避難所から第二避難所へ移動という形をとってももらいます。災害の状況により、すべての施設が受け入れ可能とは限らないため、場合によっては、福祉避難所以外を案内するなど、段階的に対応させていただきます。

(金井議長)

わかりました。他にご意見ありますでしょうか。

(発言なし)

ご意見等がないようです。それではお諮りいたします。ただいまの議件（1）令和7年度高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗状況については、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

それでは、異議ないようですので、ご承認いただけたものと認めます。それでは、次の議事に移らせていただきます。議件（2）高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第10期）策定に向けた基礎調査（アンケート）についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(石井介護保険係長)

それでは、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第10期）策定に向けた基礎調査について、説明をさせていただきます。前回3月に開催した運営協議会の中でも触れさせていただきましたが、改めてご説明申し上げます。

資料2をご覧ください。基礎調査の実施目的についてでございますが、令和9年度から始まります第10期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定のための業務が、令和8年度に実施されます。その策定に当たり、市民の生活状況や福祉ニーズを把握し、基礎数値を得るため、資料の2に記載しております①から④の各分野ごとに、調査票を作成し、基礎調査（アンケート）を実施します。①と②については無作為抽出とし、③と④につきましてはすべての市内に所在している事業所等を対象に実施予定です。

実施の時期につきましては、年が明けて1月中には発送し、2月に郵送にて回収する方法の予定です。介護支援専門員や事業所の調査は、LoGoフォームといい、インターネットを利用した調査となります。前回実施した令和4年度の回収率を参考に掲載しておりますので、ご参考く

ださい。

また、基礎調査の結果につきましては、次回3月に開催する運営協議会においてご報告させていただきますので、よろしくお願ひいします。

なお、計画策定業務を業者委託するため、先日、企画提案審査会を実施しましたところ、前回委託しました株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所へ依頼することとなりましたので、ご報告させていただきます。

以上で、資料2の説明を終わります。

(金井議長)

ただいま、事務局から、議件(2)高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第10期)策定に向けた基礎調査(アンケート)についての説明がありました。ご質問、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

(橋本委員)

ケアマネジャーの橋本です。要介護要支援者対象のアンケートの前回の回収率は、50%を割っていますが、市として満足している結果でしょうか。アンケート結果として十分な数を収集できたでしょうか。私たちは、毎月訪問しているため、何らかの協力は可能です。

(石井介護保険係長)

ありがとうございます。資料のとおり、前回は5種類のアンケートの中で、要介護要支援認定のアンケートの回収率が一番低い結果となりました。要介護者は、1の一般高齢者と比べると日常生活していくうえで制限がある方々が多いため、低くなる傾向はあります。今、橋本委員からありがたいお言葉をいただきましたが、回答率向上のために、ケアマネジャーを始め、介護サービス事業所へ改めてアンケートの周知と対象者への回答への協力を依頼します。

(金井議長)

他にご意見ございますか。

(宗政委員)

前回のアンケート調査の際も伺ったかもしれません、一般高齢者、要介護要支援認定者のアンケートの内容は、対象者以外の家族の方の意見を聞くことになっていますか。対象者とは違った意見もあると考えると、介護している側の意見も聞いて反映すべきであると考えます。

(石井介護保険係長)

要介護者が回答出来ない場合は、介護者である家族が代わって回答することになります。また、委員のご質問のとおり、要介護者本人が回答する質問の他に、介護者への質問も別で用意してございます。

(金井議長)

他に意見はありませんか。質疑、ご意見はないようですので、お諮りいたします。ただいまの、議件(2)高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(第10期)策定に向けた基礎調査(アンケート)については、事務局からの説明がありましたとおり、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

ご異議もないようですので、ご承認いただけたものと認めます。

続きまして、議件(3)指定居宅介護支援事業所の指定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(石井介護保険係長)

それでは、指定居宅介護支援事業所の新たな指定について、説明をさせていただきます。

この度、社会福祉法人太陽会から、太陽会ケアプランセンターOHANA 鴨川という事業所名で、新たに居宅介護支援の事業を開設したいとの届出がございました。資料3をご覧ください。

1、介護サービスの種別です。居宅介護支援とは、介護支援専門員、つまりケアマネジャーの所属する事業所のことでございます。2、開設者は社会福祉法人太陽会、理事長亀田信介。3、事業所名は、太陽会ケアプランセンターOHANA 鴨川。4、所在地は、鴨川市東町1623番地1。5、指定年月日は予定ですが、令和7年11月1日でございます。

開設の経緯でございますが、平成12年の介護保険制度開始と同時に太陽会では、特別養護老人ホームめぐみの里内において、県の指定を受けて居宅介護支援事業を運営しておりました。

平成30年に旧安房医師会病院が、社会福祉法人太陽会へ経営移譲されましたが、訪問看護事業を合わせて立ち上げることになり、介護支援専門員との切れ目ない支援と質の高いサービスを提供するため、居宅介護支援事業を館山市へ移転しました。現在も、館山市を拠点に館山市の指定を受け運営していますが、本市、鴨川市も対象範囲、活動エリアとしてサービスが提供されています。この度、質の高いケアマネジメントを提供できる体制が整ったことから、新たに鴨川市内でも本事業の展開を希望され、市へ申し出があったものでございます。

以下、詳細は、資料のとおりでございますが、先程の説明のとおり、現在も鴨川市の被保険者を対象にサービスを提供していることから、第9期の介護保険事業計画上のサービス量としては、指定後も大きな影響がないものと見込んでおります。

また、居宅介護支援事業は、制度開始当時は、都道府県の指定を受けて運営することになっておりましたが、平成30年に都道府県から市町村へ事業所の指定事務が委譲しておりますことを補足させていただきます。事務局からの説明は以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願いします。

(金井議長)

ただいま、事務局より議件（3）指定居宅介護支援事業所の指定について説明がありました。質疑、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

(発言なし)

質疑、ご意見はないようです。それでは、お諮りいたします。ただいまの議件（3）指定居宅介護支援事業所の指定については、事務局からの説明がありましたとおり、ご承認をいただけますでしょうか。

(異議なし)

ご異議もないようですので、ご承認いただけたものと認めます。

続きまして、議件（4）指定地域密着型サービス事業所等の指定等についてを議題といたします。それでは、事務局より説明願います。

(石井介護保険係長)

それでは、指定地域密着型サービス事業所等の指定等について、説明させていただきます。

資料4をご覧ください。始めに、指定介護予防支援事業についてでございますが、介護予防支援とは、要支援認定者のケアマネジメントを行うサービスとなり、地域包括支援センターが

行うものとなっていましたが、令和6年度から民間の居宅介護支援事業所も介護予防支援の指定を受け、サービスの提供が可能となりました。

事業者名、株式会社エフ&エフ、事業所名は、さくらケアサービス、指定年月日ですが、通常一度指定すると6年間の指定有効期間となり、本来、令和13年8月31日までとなります。事業所側から、居宅介護支援事業の指定日と合わせたいという申し出がありましたので、5か月前倒しているものでございます。ちなみに、資料4の4にさくらケアサービスの居宅介護支援事業所の指定更新の情報を載せてございますが、この次回満了年月日と合わせてあります。

2、こちらは、他市の地域密着型サービス事業所となります。諸事情により、鴨川市の被保険者が他市の地域密着型サービス事業所を利用することになり、本市の指定を受けるものでございます。こちらは、前回の運営協議会にて説明いたしましたが、地域密着型サービス事業所の指定事務の迅速化、簡略化を図ることを目的に令和5年度に安房地域の3市1町において協定を締結し、見なし指定の体制を整備しました。前回に引き続き2件目の見なし指定となります。

続きまして、資料の3から5までにつきましては、市内に所在する事業所の指定更新となります。詳細な説明は、割愛させていただきます。

6 総合事業事業所の廃止についてでございます。株式会社J1、事業所名はデイサービス優愛、南房総市の仁我浦に所在してございましたが、この度、人材不足の理由により、事業廃止の申し出がありました。資料の記載はございませんが、実は地域密着型サービス事業所としても本市の指定も受けておりました。しかし、今年度の6月末日をもちまして、指定期間満了により、その後の更新手続きは行わず、指定終了となっております。

以上、事後報告という形でございますが、各事業所の指定等の説明とさせていただきます。  
(金井議長)

ただいま、事務局より議件(4) 指定地域密着型サービス事業所等の指定等についての説明がありました。質疑、ご意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

(発言なし)

ないようですので、議件(4) 指定地域密着型サービス事業所等の指定等については、事務局からの説明がありましたとおり、ご承認をいただけますでしょうか。

ご異議もないようですので、ご承認いただけたものと認めます。

それでは、本日の議件は以上となります。折角の機会ですので、委員の皆さんから何かございますか。

(発言なし)

ないようですので、以上をもって議事は終了とさせていただきます。本日は、皆さんから多くの貴重なご意見をいただき、また、円滑な議事進行にご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、事務局におかれましては、本日、皆さんから提案された意見や提言を踏まえて、介護保険の適正な運営に取り組んでいただきたいと思います。それでは、進行を事務局にお返しします。

(石渡課長補佐)

金井会長、ありがとうございました。本日いただいた意見を踏まえまして、引続き介護保険事業の適正な運営を行って参りたいと存じます。それでは、次回、第2回運営協議会ですが、令和8年3月下旬に開催したいと考えております。日時の詳細につきましては、改めてご連絡し、調整させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回鴨川市介護保険運営協議会を閉会いたします。長時間にわたり、ご審議をいただき、ありがとうございました。

【終了時刻 午後4時10分】

令和7年11月21日

委員 寺尾 勝彦